

令和8年2月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和8年2月10日(火) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○		17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員	○		2番 佐野 宏一郎
〃	○		3番 田村 英俊
〃	○		4番 宮崎 和洋
〃	○		5番 谷津倉 寛
〃	○		6番 笹古 時男
〃	○		7番 望月 芳久
〃	○		8番 齋藤 勝
〃	○		9番 鈴木 一孝
〃	○		10番 新舟 進
〃	○		11番 長尾 忠
〃	○		12番 佐野 隆洋
〃	○		13番 太田 篤子
〃		○	14番 渡邊 敏行
〃	○		15番 山本 恵
〃	○		16番 齊藤 金昭
〃	○		18番 後藤 環
〃	○		19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩

統括主幹 深澤 公保

主 幹 野村 昌寛

主 査 佐藤 信子

主 査 小林 靖尚

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会 長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め、4番 宮崎 和洋 君、5番 谷津倉 寛 君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記については、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案2ページ、議第5号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について(買受適格証明発行済分)」までの、計5件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

最初に、議案4ページの議第1号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

田子浦地区2番について事務局から説明願います。

【事務局】

本案件は令和8年2月2日に申請人より取り下げ願いが提出されたため、今回の審議から取り下げさせていただきます。理由としては、法人として農地の取得を考えていたが、継続的な経営維持が困難であるとのことでした。

【会 長】

次に、大淵地区3番と農地法第5条大淵地区4番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、畑と駐車場になっており、譲受人の家族が使用する駐車場敷地が不足するため、借りていた土地を購入し、一部空き地になっている場所を含め駐車場として利用したいとのこと。現在、畑の土地については畑として管理していくとのことなので、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

3条の件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

また、5条の件についても宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地であり、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

当案件についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

農地法第3条大淵地区3番と農地法第5条大淵地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区4番について事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明を願ひします。

【担当委員】

申請地は、以前しきみ栽培をしていました。現在はすすきでおおわれていますが、大きな木はないため、耕作は可能と思います。譲受人は、新規就農者で、申請地南側の住宅を購入したため、申請地で農業を始めたいとのこと。野菜、果樹を栽培するとのこと、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

大淵地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、須津地区5番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は会社員のため耕作管理できず、親族へ譲り渡したいとのことです。申請地周辺は譲受人が耕作しており、とてもきれいに管理されているため、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

須津地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案6ページの議第6号の「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

鷹岡地区2番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地には以前から倉庫がありましたが、現在は取り壊され更地になっています。申請者は建設業を営んでおり、資材置き場として使用したいとのこと。北側は市街化区域で、県道沿いに水路があり周囲への影響もないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、公益的施設の整備の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

鷹岡地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案8ページの議第8号の「非農地判断について」の審議をお願いします。

富士川地区2番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、申請人の叔母が管理していましたが、高齢のため管理ができず荒れてしまったとのことです。竹、雑木により原野化しており、農地への復元は困難であると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

富士川地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区3番について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、以前より道路の一部として使用されており、同じようにアスファルト舗装されているため、農地への復元は困難と思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

大淵地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「非農地判断について」の審議を終わります。

次に、議案9ページの報告案件について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案3ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和8年2月10日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
